

# 船舶インシデント調査報告書

平成30年5月23日  
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

インシデント種類	運航不能（絡網）
発生日時	平成29年9月7日 10時03分ごろ
発生場所	青森県八戸市八戸港東方沖 鮫角灯台から真方位068° 20.6海里付近 (概位 北緯40° 40.1′ 東経141° 59.6′)
インシデントの概要	漁船第八正進丸は、沖合底引き網漁の投網作業中、漁網のワイヤが推進器に絡み、運航不能となった。
インシデント調査の経過	平成29年10月2日、主管調査官（仙台事務所）を指名原因関係者から意見聴取実施済
事実情報	
船種船名、総トン数	漁船 第八正進丸、125トン
船舶番号、船舶所有者等	126667、株式会社丸吉
乗組員等に関する情報	漁労長、六級（航海）
負傷者	なし
損傷	なし
気象・海象	気象：天気 曇り、風向 東、風力 3、視界 良好 海象：海上 平穏
インシデントの経過	<p>本船は、船長及び漁労長ほか12人が乗り組み、八戸港を出港し、同港東方沖の漁場で沖合底引き網漁の操業を行っていた。</p> <p>本船は、漁労長が操舵室で単独の操船を行い、微速力で前進しながら船尾部のスリップウェイから漁網を順次送り出していたところ、後部甲板に積載していた漁網同士がもつれて塊となった状態で海中に落ちたので、漁網が船尾付近で滞留し、漁網のワイヤが推進器に絡んで主機が停止した。</p> <p>本船は、自力での航行を断念し、付近で操業していた僚船に救助を求め、八戸港までえい航された。</p>
分析	本船は、八戸港東方沖において、沖合底引き網漁の投網作業中、後部甲板に積載していた漁網同士がもつれて塊となった状態で海中に落ちたことから、漁網が船尾付近で滞留し、漁網のワイヤが推進器に絡み、主機の運転ができなくなり、運航不能となったものと考えられる。
原因	本インシデントは、本船が、八戸港東方沖において、沖合底引き網漁の投網作業中、後部甲板に積載していた漁網同士がもつれて塊となった状態で海中に落ちたため、漁網のワイヤが推進器に絡み、主機の運転ができなくなったことにより発生したものと考えられる。
参考	今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。

- |  |   |
|--|---|
|  | <ul style="list-style-type: none"><li>・ 投網する漁網は、もつれないように円滑に送り出せる状態で積載すること。</li><li>・ 漁網の落下等、絡網の危険性を認めた者は、直ちに操船者に伝え、推進器を停止する等の措置を要請すること。</li></ul> |
|--|---|